

林業施設整備等 利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」、「施業集約化のために林地を取得したい。」、「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」、「新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した経営の維持安定を図りたい。」などの林業者等のごこうした思いにお応えして、設備投資などに対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

対象者、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率等は以下のとおりです。

対象者	① 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく 林業経営改善計画 又は 合理化計画の認定を受けている林業者等			② 自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた林業者等			③ 経営管理実施権の設定を受けられる者として都道府県から公表されている林業者等
	農林漁業施設資金	森林取得資金	相続等に必要な資金	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金	林業構造改善事業推進資金
対象資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫		民間金融機関	(株)日本政策金融公庫			(株)日本政策金融公庫
利子助成対象額 (※)	上限3億円		上限5,000万円	上限3億円			上限3億円
助成期間	最長5年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)		最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (経営管理実施権の設定を受けた者は最長10年間) (ただし、いずれも償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2%			最大2%

(裏面に続く)

対象者	④ 社会的・経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる林業者等			⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者で、一定の条件を満たす者(※1) (詳細は、「借換資金」の募集をご覧ください。)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者	左記以外の林業者等	
対象資金	農林漁業施設資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業セーフティネット資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金 (コロナ・ウクライナ対策借換資金)
	事業の効率化、経費の削減等を図るための施設の整備に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫			民間金融機関 (独)農林漁業信用基金による債務保証が必要)
※2 利子助成 対象額	上限3億円			上限3億円 又は 借換資金のいずれか低い額
助成期間	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (ただし、償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2% (対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下 かつ 年2%以下の場合)

- ※1 「一定の条件を満たす者」とは、次の①～②の要件をすべて満たす林業者です。
 ① 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者若しくは育成経営体として都道府県に選定されている者
 ② 個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者
- ※2 利子助成上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、①の民間金融機関資金は5,000万円、⑤の民間金融資金は3億円です。また、貸付限度額は別途定められておりますので、詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

<手続き>

区分	右記以外の資金	コロナ・ウクライナ対策借換資金
資金の借入	(株)日本政策金融公庫 又は 民間金融機関(相続等に必要資金)から資金を借入	(独)農林漁業信用基金に相談の後、民間金融機関に借換資金の借入れ申込み
※申請書の提出	都道府県木材協同組合連合会などを經由して、全国木材協同組合連合会へ提出	全国木材協同組合連合会へ直接提出

- ※ 申請書の様式は、全国木材協同組合連合会の「林業施設整備等利子助成事業の募集について」をご覧ください。
 事業内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL:03-3580-3215

<http://www.zenmokukyo.jp/>



(令和4年11月)